

コロナ借換保証制度

Q：コロナ融資（ゼロゼロ融資）を受けた中小企業の収益力改善等を支援するため「コロナ借換保証制度」が1月より開始しましたがその内容をご教示下さい。

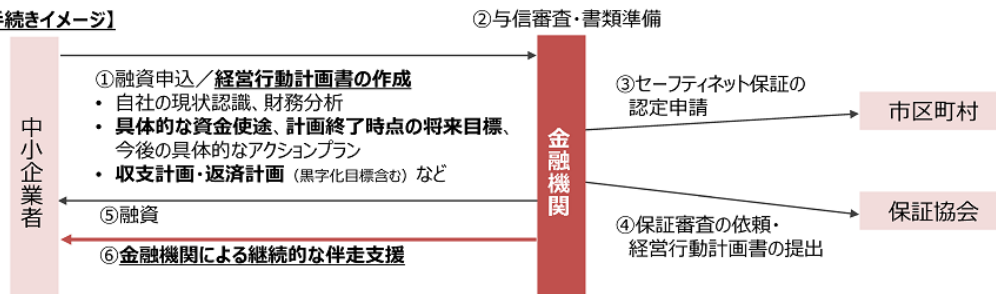
A：返済困難な場合は早めの対応を

1. **ゼロゼロ融資とは：**コロナ禍の影響で売上高が減少した中小企業に実質無利子・無担保で融資する制度です。融資額は個人・零細企業に最大6千万円、中小企業に最大3億円で、返済停滞時は元本の8割から全額を信用保証協会が立て替え。ゼロゼロ融資の返済は2023年5月に始まります。保証債務残高は40兆円超。
2. **コロナ借換保証制度とは：**積み上がった債務の返済負担軽減と新たな資金需要にも対応するために創設された制度です。以下が概要。（中小企業庁HPより）

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。
 - ① **セーフティネット4号**の認定（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号**の認定（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

【手続きイメージ】



令和5年6月
税理士法人石井会計

ISHII